

障害者総合支援法等制度・・・民生課

障がいのある人々が、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等）にかかわらず、基本的人権を享有する個人として日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援に係る給付や地域生活支援事業などを総合的に提供するものです。

◎ 障害児通所支援に係る給付

● 対象者

障がい児（障がいのある１８歳未満の児童）

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練が行われます。

② 医療型児童発達支援

各障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアが行われます。

③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援が行われます。

④ 放課後等デイサービス

学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等が行われます。

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等が行われます。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導が行われます。

◎ 障害福祉サービスに係る給付

● 対象者

身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）・難病等の方

◆ 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等が行われます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などが総合的に行われます。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む。）、移動の援護等の外出支援が行われます。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援が行われます。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスが包括的に行われます。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等が行われます。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話が行われます。

⑧ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会が提供されます。

⑨ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等が行われます。

◆ 訓練等給付

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練が行われます。

② 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練が行われます。

③ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練が行われます。

④ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助が行われます。

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般企業等に雇用された人の就労の継続を図るために就労に伴い生じる問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。

⑥ 自立生活援助

障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する人に一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

● サービスを利用するための手続

1. 相 談

市町村、相談支援事業者に相談します。

必要に応じて相談支援事業者とサービス利用計画を立てます。

2. 申請・調査

サービスが必要な方は、市町村に必要書類を添付して申し込みます。

続いて現在の生活や障がいの状況についての調査（アセスメント）が行われます。

3. 審査・判定

調査結果をもとに認定審査会で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

一次判定（コンピュータ判定） 二次判定（認定審査会）

※「障害認定審査会」・・・

令和6年4月1日から、大治町多世代交流センター内の「介護・障害認定審査課」で事務を行っています。

4. 認定・通知・受給者証の交付

障害支援区分や、本人の意向状況等によりサービスの支給量などが決まり、市町村から通知され、「受給者証」が交付されます。「受給者証」はサービスの申し込みのときに必要となります。

5. サービス利用

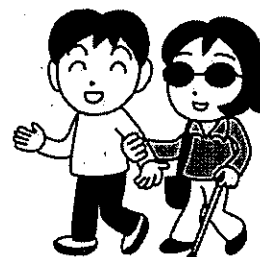
事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。

◎補装具費の給付

◆ 補 装 具

身体障害者手帳所持者（難病患者等含む）に、補装具の交付、貸与及び修理が行われます。

主な種目・・・義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、補聴器、車いすなど



● 利用者負担の仕組み

サービス費用の 1 割が自己負担になります。

福祉サービスにかかる自己負担の月額負担上限額

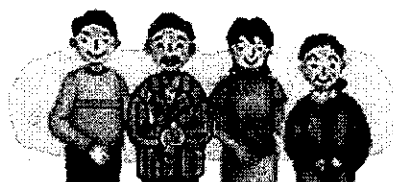
所得区分		負担上限月額
一般2	市町村民税課税世帯（一般1に該当する者を除く。）	37,200 円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16 万円（障がい児（注）にあっては28 万円）未満の者に限り、20 歳以上の施設入所者、グループホーム入所者を除く。）	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300 円 障がい児 4,600 円 【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
生活保護	生活保護受給世帯	

注 「障がい児」は、18 歳未満（20 歳未満の施設等入所者）のものとする。

なお、20 歳以上の施設等入所者が「一般1」の所得区分に該当することはない。

所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世 帯 の 範 囲
18 歳以上の障がい者 （施設に入所する 20 歳未満を除く。）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する 20 歳未満を含む。）	保護者の属する住民基本台帳での世帯



◎ 自立支援医療

◆ 自立支援医療（更生医療）の給付

身体に障がいのある方の障がいを軽減したり、その除去に必要な医療が給付されます。

原則として医療費の 1 割が自己負担になります。（ただし、負担上限の設定など負担軽減措置があります。）

対 象 者・・・18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、心臓機能障がいや腎臓機能障がいなどで、手術及び透析などの治療が必要な方

◆ 自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障がいがある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、医療の給付によって確実な治療効果が期待されるときに給付されます。

原則として医療費の 1 割が自己負担になります。（ただし、負担上限の設定など負担軽減措置があります。）

◆ 自立支援医療（精神通院医療）

精神的な病気の治療は、再発の防止を含め比較的長期にわたることが多いため、通院医療費の自己負担を軽くする制度です。

対 象 者・・・精神疾患があり、継続的な通院による治療が必要と医師が認める方

認定機関・・・愛知県

自立支援医療にかかる自己負担の月額負担上限額

区 分	世帯（※）の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	町民税非課税世帯で、障がい者又は、障がい児の保護者の収入が 80 万円以下	2,500 円
低所得 2	上記以外の町民税非課税世帯	5,000 円
一 般	町民税所得割 3 万 3 千円未満	医療保険負担上限額 （高額治療継続者は、5,000 円）
	町民税所得割 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	医療保険負担上限額 （高額治療継続者は、10,000 円）
	町民税所得割 23 万 5 千円以上	公費負担対象外 （高額治療継続者は、20,000 円）

※ 「世帯」とは、医療保険単位（異なる医療保険に加入している家族は別世帯）

◎ 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助が行われます。

② 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、成年後見制度の利用を支援します。

③ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳や要約筆記者の派遣などが行われます。

④ 日常生活用具給付等事業

在宅の重度心身障がい児・者に対して日常生活用具が給付又は貸与されます。

主な種目・・・ ストマ用装具、特殊寝台、特殊マット、視覚障害者用ポータブルレコーダー、電磁調理器、移動用リフト、移動・移乗支援用具など

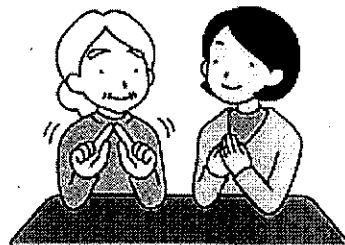
◎住宅改修費給付

段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費等が給付されます。

住宅改修費は、原則一回とし、上限額は 20 万円

⑤ 手話奉仕員養成研修

聴覚障がいのある方との交流の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。



⑥ 移動支援

屋外での移動に困難がある方が、円滑に外出できるよう、移動が支援されます。

⑦ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供し、障がいのある方の地域生活支援の促進が図られます。

⑧ その他の事業

■ 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持が図られます。

■ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適應するための日常的な訓練等が行われます。

■ 自動車運転免許助成事業

自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部が補助されます。

助成額・・・教習費の3分の2以内（限度額10万円）

■ 自動車改造費助成事業

就労、通院、通学等のため、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部が補助されます。ただし、所得制限があります。

助成額・・・1件10万円